

デジタル庁におけるコンプライアンス・ 入札制限の取組について

令和3年9月10日

デジタル庁

デジタル庁コンプライアンス委員会の設置について

目的

- デジタル庁で働く全ての者が、関係する規範を遵守しながら、自らが有する専門的な知識又は技能を存分に発揮し、創造的かつ自律的に職務に専念できる環境の整備に資するため、外部の有識者等から必要な意見、助言等を得ることを目的として、デジタル庁コンプライアンス委員会を設置する。

所掌事項

デジタル庁コンプライアンス委員会は、デジタル大臣に対し、次に掲げる事務について必要な意見を述べ、又は助言等を行う。

- 秘密の漏えいその他の重大な規範違反に係る事実関係の確認等に関すること。
- 規範違反の防止を図るための対応策、改善策等の検討に関すること。
- 公正な調達を担保するためのルール等の検討に関すること。
- コンプライアンス意識の向上その他良好な組織風土の形成を図るための各種施策の実施に関すること。
- その他規範遵守、公務の公正性及び調達の透明性の確保に必要な事項の検討等に関すること。

委員構成 (委員は五十音順、敬称略)

名取 俊也 (ITN法律事務所 弁護士 パートナー) : 委員長 / 遠藤 紘一 (デジタル庁参与) /
梶川 融 (太陽有限責任監査法人 代表社員 会長) / 國領 二郎 (慶応義塾大学総合政策学部
教授) / 芝 昭彦 (芝・田中経営法律事務所 弁護士)
/ 藤森 恵子 (ASIMOV ROBOTICS株式会社 代表取締役・公認会計士)

「デジタル庁コンプライアンス基本方針」について

「デジタル庁コンプライアンス基本方針」

骨子

- デジタル庁に対する国民の期待は非常に大きく、デジタル庁は極めて重い職責を負っている。
- 国民の期待に応えていくためには、デジタル庁で働く全ての者が、その有する専門的な知識又は技能を存分に発揮しながら、創造的かつ自律的に行動していくことが求められる。
- 他方で、デジタル庁において、職務に関連して違法又は不適切な事務処理が行われるなど、国民の期待を裏切ったり、国民の疑念を招いたりすることは、絶対にあってはならない。
- そこで、デジタル庁コンプライアンス基本方針において、デジタル庁で働く全ての者が守るべき行動指針を定める。

→デジタル庁の発足に際し、大臣等政務を含む全ての者に対し、行動指針に沿って行動する旨の誓約書の提出を求める。

【行動指針】

「我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目的とするデジタル社会の形成の司令塔となるデジタル庁で働く者は、その職責の重さを十分認識し、関係する規範を遵守しながら、自らが有する専門的な知識又は技能を存分に発揮し、創造的かつ自律的に行動する。」

入札制限に係る取組について

検討会の開催

- デジタル庁の調達において公平性や透明性を確保するため、入札制限等のあり方に関する検討会を開催
- これまで3回開催し、8月25日に報告書を取りまとめ

主要な論点

制限対象行為に携わった職員の兼業先等は入札制限の対象とし、利益相反を防ぐ。その上で、以下の論点を明確化。

- 制限対象行為の明確化
 - ⇒ 仕様書の作成や入札評価等、実質的に内容に係る行為を対象とする。
- 制限対象職員の明確化
 - ⇒ 実際に仕様書を作成している職員及びこうした職員に対して管理・監督の地位にある職員を対象とする。
- 制限対象となる企業の明確化
 - ⇒ 制限対象となる職員の兼業先企業に加えて、その親会社・子会社についても対象
 - ⇒ 現在兼業している先の会社を対象とする。
- 誓約書の提出による利益相反行為の防止
 - ⇒ 採用時等に兼業先のみならず、株式、特許保有情報を登録させ、利益相反行為等には関与しない旨の誓約を求める。
- 企業の例外措置の設定
 - ⇒ 関係職員とのやり取り禁止や接触履歴の提出を条件に、上記入札制限の適用除外を設ける。